

研究

フランスの道路行政 (四)

武若時一郎



第四節 道路の公物性及びその結果 (承前)

第二款 道路の非譲渡性及び解除

第一項 解除手續及びその主務行政廳

二二八 公道の敷地は公物に屬するから之を譲渡することを得ない。従つて國、縣及び市町村の代表者が私人の爲に譲渡を承諾しても無効であらう。判例及び學說も一致して、公物に編入せられた財産に對しては公用徵收を行ふことを得ざる旨を認めてゐる。

二二九 譲渡する爲には解除 *Declassement* なる行爲を

必要とする。公物は解除に依つて國、縣又は市町村の私物 *Domaine privé* となる。解除は原則として、曩に編入を爲したる行政廳が之を行はねばならぬ。國道に付てはその解除を規定した明文はない。國道をその全線に五つて解除せむとする場合には、法律を以つてしなければならぬであらう。

二三〇 解除は一部の場合が最も多く、路線 *Tracé* の矯 *rectification* 又は變更 *changement* に因り道路の一部が不用に歸した結果起つて來るのである。この場合に於ける解除は、勅令を以つてすれば足りる (路線の變更又は新道

の開設に因り解除せられたる國道の一部に關する一八四二年五月二十四日法第一條(註)。

註 一八四二年五月二十四日法第一條要旨——國道の中、路線の變更又は新道の開設に因り解除せられたる部分は、關係を有する縣又は市町村の縣會又は市町村會の申請に因り又はその同意を得て、勅令に依り縣道、大交通市町村道又は單なる市町村道の中に之を編入することを得。

二二一 縣道、大交通市町村道又は共通市町村道の解除は縣會が之を行ふ(縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四六條第八號(註))。この場合の議決に付ては、別に監督官廳の認可を必要としない。縣道の解除は個々の道路に付て行ふことも出来るし、又包括的處分に依つて行ふことも出来る(一八九三年八月九日、一八九四年八月八日參事院)。包括的處分を行ふ場合には、豫め編入のときと同一の調査を行はねばならない(一八七八年一〇月二十四日參事院)。

註 一八七一年八月一〇日法第四六條要旨——縣會は左に掲ぐる事項を決定す。八、縣道、大交通市町村道及び共通市町村

道の解除

二二二 普通市町村道の解除は縣委員會に依つて行はれる。市町村道の全部若くは一部の解除の申請は、市町村會又は總ての關係者から知事に提出される。關係者をして解除に對し、又は道路の今後の用途に對してその意見を申立てしめる爲に、道路の一般圖を市町村役場に於て十四日間縦覽に供する。然しこの手續は一八七〇年一二月六日の訓令に依るもので、何等法律の規定に依つて定められたものでないから、義務的のものではない(一八八四年二月二二日參事院)。

二二三 右の調査の後、關係市町村會の意見を徴する、(市町村道に關する一八二四年七月二八日法及び市町村の組織に關する一八八四年四月五日法)。地元市町村會はその議決に於て、該道路を里道として交通の用に充つる爲保存すべしといふ意見であるか、又は廢止するが宜いといふ意見であるかを明示しなければならない。

二二四 知事は道路吏員及び郡長の意見を徴した後、書

類を縣委員會に移送し、縣委員會が解除を決定する。市町村會の意見が反對の場合でも、之を解除することが出来る（一八七〇年七月二十九日參事院）。然し道路の廢止（*suppression*）に付ては、市町村會の意見に反して之を行ふことを得ない（一八六六年二月一日參事院）。

二二五 市街地道路の解除は、市町村會の議決を以つて之を行ふことが出来る。但しこの場合の議決は、知事（*Mayor*）に於ては勅令に依つて認可せられることを必要とする。之は一般に廢止の前提的處分である。解除處分の發案權は市町村會にのみ屬する。解除處分を爲すにはその前に調査を行はねばならぬ。

第二項 解除の效果

二二六 解除の效果は、解除せられた公道が仍ほ引續き交通の用に供せられるか、又は全然廢止されるかに依つて異つてゐる。第一の場合に於ては、解除はその後に於て又は之と同時に、該道路を他の道路網中に編入する行爲が伴つて居り、國道又は市町村道若くは單なる街路とな

り、市町村道は單なる里道となる。かかる場合には、處分の第一の效果は、公道を甲の公物から乙の公物に移すに在る。

二二七 路線の變更又は新道の開設に因り解除せられたる國道の一部に關する一八四二年五月二四日法第一條の規定に依れば、路線の變更又は新道の開設の結果解除された國道は、關係を有する縣又は市町村の縣會又は市町村會の申請に因り、勅令に依つて或は縣道中に、或は大交通市町村道中に、或は單なる市町村道中に之を編入することが出来るのである。

二二八 縣又は市町村の當局に對し、解除された國道をその意思に反して、その道路網中に受入れるべき義務を課することは、法律を以つてして、始めて爲し得る所であらう。この再編入（*reclassification*）の效果は、舊國道の土地所有權を縣又は市町村に移轉するに在る。又、解除された國道が縣道又は市町村道中に編入された場合に於て、新道に屬せざる部分の土地は、縣又は市町村に於て之を讓渡する

ことが出来る。但し沿道土地所有者に先買權を留保してゐる規定に従ふことを要する（路線の變更又は新道の開設に因り解除せられたる國道の一部に關する一八四二年五月二四日法第四條（註））。

註 一八四二年五月二四日法第四條要旨——解除せられたる國道が縣道又は市町村道に編入せられたる場合に於て、新道に屬せざる部分の土地に付ては、公用徵收に關する一八四一年五月三日法第六一條の定むる方法（後出二三一註一參照）に依り土地所有者に對しその隣接する土地の買取を催告したる後に非ざれば、縣又は市町村は之を讓渡することを得ず。

二三九 縣道に付ては、之を解除し同時に、之を大交通市町村道又は共通市町村道に編入する權限を有するものは縣會であつて、縣會は縣道の全部又は一部を市町村道路路網中に移管する爲、從來から屢々この權限を使用して來てゐるのである。この處分の適法なることは國務參事院の認むる所であつて、縣會が縣道全部に付てこの處分を行ふ場合と雖も違法ではなからぬ。

路線變更又は新道開設の結果不用に歸したる國道を市街

地道路に編入することは、一八四二年五月二四日法第一條（前出二三〇註參照）に依りて右の道路を縣道又は市町村道に編入する場合と同一の手續及び條件に於て、之を行ふことが出来る（大藏省所管事務に關する地方分權及び事務簡捷に關する一八九七年一月六日法第二條（註））。

註 一八九七年一月六日法第二條要旨——路線の變更又は新道の開設に因り解除せられたる國道は、一八四二年五月二四日法第一條に依り、縣道又は市町村道に編入する場合と同一の手續及び條件に依り之を市街地道路に編入することを得。

二三〇 解除した道路を他の道路路網中に編入する手續を執らない場合に於ては、解除の効果は、道路敷をそれぞれの場合に應じて國、縣又は市町村の私物に移し、讓渡及び時效の對象とならしめるに在る。路線の變更又は新道の開設に因り解除せられたる國道に關する一八四二年五月二四日法第二條（註）に依り、國道解除の結果生じた遺地は、國有財産管理局 Administration des Domaines に移管され、國有財産管理局は之を讓渡することが出来るであらう。但

し沿道土地所有者の爲必要あり且つ縣參事會の議を経たる知事の命令を以つてすれば、耕作道 chemin d'exploitation を留保することが出来る。耕作道の幅員は五メートルを越ゆることを得ないであらう。耕作道は依然として國の私物に屬する。

註 一八四二年五月二四日法第二條要旨——(1)勅令を以つて前條の編入(解除したる國道を縣道又は市町村道に編入すること)を爲さざる場合に於ては、遺地は國有財産管理局に移管せられ、國有財産管理局は之を讓渡することを得。(2)沿道の土地の情況に因り必要あるときは、縣參事會の議を経たる縣令に依り耕作道を留保すること得、但しその幅員は五メートルを越ゆることを得ず。

二三一 解除された部分は何人に之を賣却するか。路線の變更又は新道の開設に因り解除したる國道に關する一八四二年五月二四日法第三條(註一)は、解除した道路の沿道土地所有者の爲に先買權を認めてゐる。沿道土地所有者は各々公用徵收に關する一八四一年五月三日法第六一條(註二)に定むる手續に依り、その土地に隣接する部分の買取

を催告される。同條に定むる三月の期間の満了と共に、國有財産の讓渡を規定したる規則又は市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一九條(註三)の適用に依り、土地の讓渡手續の履行方を請求することが出来る。價格に付沿道土地所有者と行政廳との協議調はざるときは、徵收審査會に依つて決定される。之に反して當事者間の協議が調つた場合には、讓渡の承諾は知事が之を與へることになつてゐる(地方分權に關する一八五二年三月二五日令の改正に關する一八六一年四月一三日令)。

註一 一八四二年五月二四日法第三條要旨——(1)土地所有者は公用徵收に關する一八四一年五月三日法第六一條の定むる方法に依り、その所有地に接續する部分に付買取の催告を受くることを得。(2)一八四一年五月三日法第六一條の定むる期間満了したるときは、國有財産の讓渡に關する法令の定むる所に依り、又は一八三六年五月二〇日法第四條の定むる所に依り、土地の讓渡に關する手續を行ふことを得。

(參照)

一八三六年五月二〇日法第四條要旨——(1)國道又は縣道の路

線變更又は開設に因り不用に歸したる舊道の土地は、新に道路工事を施行すべき土地の所有者に對し、交換のため評價に基き且つ代金の相殺に依り之を讓渡するを得。(2)前項の讓渡行爲は、國道の遺地に關する場合に在りては、大藏大臣の認可を受けることを要す。

註二 一八四一年五月三日法第六一條要旨——第六條に掲ぐる方法(市町村内に於て喇叭又は太鼓を鳴らして公告し且つ市町村規則の定むる所に依り市町村役場の正門その他人通り多く見易き場所に揭示する)に依りてなす公告(註一)には、行政廳が賣却せむとする土地を明かにすべし。右の土地を買戻さむとする舊土地所有者は、公告の日より三月内にその旨を届出づることを要す。又、協議若くは裁定に依り價格を決定したる日より一月内に買戻契約を締結し代金を支拂ふべし。

註三 一八三六年五月二一日法第一九條要旨——市町村道の全部又は一部の方向の變更又は廢止の場合に於ては、道路の公用を廢止せられたる部分の沿道土地所有者は自ら買受人となり鑑定人の定むる價額を支拂ふべき旨の申出を爲すことを得

二三二 沿道土地所有者は、行政廳が解除された道路より生ずる土地を讓渡すべき意思を表示した時に至つて、始

めてその先買權を行使することが出来る。自分がその土地を取つて置きたいと思つても、行政廳に對して賣却を強制する譯にはゆかない。然し行政廳が他人に賣却した場合に、その賣買の無効確認を要求する爲、司法裁判所に出訴することが出来るであらう。

二三三 縣道の廢止の場合に付ては、解除された土地の讓渡の決定は縣會、その執行は知事の權限に屬する。沿道土地所有者の先買權を明かに認めてゐる條文は一もないが沼澤地の干拓に關する一八〇七年九月一六日法第五三條(註)中に置かれ、而も公用徵收に關する一八四一年五月三日法第六一條(前出二三二註一)及び市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一九條(前出二三三註三)に依り更に認められた原則から、暗黙的に且つその類推論に依つて、この權利が沿道土地所有者に對して認められてゐるものと看ることが出来る。市町村道に關する一八三六年五月二一日法は、縣道のみならず國道にも準用されるのである。

註 一八〇七年九月一六日法第五三條要旨——(1)決定せられた

る建築線計畫に依り土地所有者が公道まで前進することを
 得る場合に於ては、自己に譲渡せらるる土地の價額を支拂ふこ
 とを要す。(2)土地所有者が買取を欲せざる場合に於ては、行
 政廳は工事起工前の價額を支拂ひてその土地全部を買上ぐる
 ことを得。

二三四 縣會又は縣委員會が市町村道の廢止を決定した
 る場合に於ては、市町村は該土地を譲渡すること、他の公
 共の用に供すること、及び之を保存することの何れか一を
 選擇する權利を有する。廢止はその結果として、沿道土地
 所有者が道路に關して有する各種の權利を消滅せしめる。
 但しこの場合に於ては、沿道土地所有者は補償を要求する
 ことが出来る。

二三五 讓渡は市町村會の議決に依つて決定される。但
 し縣參事會の議を経て知事が之を認可することを要する。
 市町村道に關する一八三六年五月二日法第一九條（前出
二三一註三）は方向の變更、又は市町村道の全部若くは一部
 の廢止の場合に於ては、市町村道の中交通の用に供せられ

ざるに至つた部分の沿道土地所有者は、自ら買受人となり
 第一七條の規定する方法（註）に依りて選任された鑑定人の
 定むる價額を支拂ふべき旨の申出 *surrender* を爲すこと
 を得るであらう。この先買權は、市町村がこの土地を讓渡す
 る意思を表示した場合にのみ之を行使することが出来る。

註 鑑定人二人（一人は郡長、他は土地所有者が夫々選任する）
 の協議に依る。協議調はざるときは縣參事會が第三鑑定人を
 選任する。

二三六 市町村道の解除に因つて生ずる土地は調査を行
 つた後に讓渡される。市町村道の矯正の爲に行つた調査
 は、同時に解除された土地の讓渡に付ても役立つ。沿道土
 地所有者が先買權を行使しない場合には、解除された土地
 は追加金を伴ひ又は伴はずして、交換に依つて之を讓渡す
 ることが出来る（市町村道に關する一八二四年七月二八日
 法第一〇條（註））。

註 一八二四年七月二八日法第一〇條要旨——市町村道に關す
 る賣買及び交換は、賣買又は交換すべき土地の價額が三千フ
 ランを超えざる場合は、關係市町村會の議決及び利害較量調

査の後、縣參事會の議を經たる縣令に依り之を許可すべし。

二三七 土地の價格の決定、讓渡の效力、先買權の行使に關する問題は通常裁判所の權限に屬する。

二三八 認定里道が市町村の所有に屬することに争なき場合には、この道路の解除は之を市町村の公物から離脱して私物に歸屬せしめ、讓渡及び時効の對象とならしめる効果を有する。この處分は里道の廢止及び讓渡の前提として行はれるのが普通である。この場合の讓渡に付て發案權を有するものは市町村會である。但し縣參事會の議を經て、知事が之を認可することを必要とする。然し農事法に關する一八八一年八月二〇日法第一六條第二項(註)は、里道廢止に關する市町村の權利に對して次の様な制限を加へてゐる。即ち讓渡案に付ては十四日間の間隔を置きて三回之を公告して調査を行ふことを必要とする。この調査は道路の維持に關して利害關係を有する土地所有者をして、この道路を保存するため土功組合 association syndicale の組織を促すことを目的とするものである。三月の期間内に組合が

組織せられ、里道を保持することを引受けたときは、讓渡は許されない。

註 一八八一年八月二〇日法第一六條要旨——(1)里道を公共の使用に供せざるに至りたるときは、市町村會の議決に因り、且つ十四日の間隔を置きて三回公告を爲したる後、縣令を以つて其の賣却を許可することを得。(2)利害關係者が第一九條以下の規定(後出四六七参照)に依りて土功組合を設立し、維持を引受くることを承諾したるときは讓渡を許可することを得ず。

二三九 土地所有者が土功組合を組織せず、道路の讓渡が命ぜられた場合には、農事法に關する一八八一年八月二〇日法第一七條(註)は、行政的方法を以つてする通知に依り、沿道土地所有者に對してその所有地に隣接する土地の買取を催告すべき旨を規定してゐる。諸否を決する爲に一月の猶餘期間が與へられる。この期間内に買取の申出を爲したるときは、賣買價格は協議に依りて決定せられ、又は一人は市町村、他の一人は沿道土地所有者が指定する二人の鑑定人に依つて決定せられる。二人の鑑定人の意見が一

致しない時は、二人の鑑定人は第三の鑑定人を選任する。この指名に付ても意見が一致しないときは、治安判事が第三鑑定人を選任する。與へられた期間内に土地所有者が申出を爲さざるときは、市町村有地の賣却に關する規則に従つて土地の讓渡手續を進める。市町村は道路の解除に因つて生ずる土地を、新道の開設に要する土地と交換しても差支へなく。

註 一八八一年八月二〇日法第一七條要旨——(1)讓渡を命ぜられたる場合に於ては、沿道土地所有者に對し、行政的方法に依る通知に依り、其の所有地に接續する土地の買取を催告するものとす。此の場合に於ける價格は協議に依りて之を定め又は夫々市町村及び沿道土地所有者の選任したる鑑定人二人に依りて之を決定す。鑑定人意見一致せざるときは、第三鑑定人を選任すべし。選任に付協議調はざるときは治安判事之を選任すべし。(2)沿道土地所有者通知の日より一月内に買取を申出でざるときは、市町村有地の賣却に關する規定に依り土地の讓渡に關する手續を行ふものとす。

二四〇 市街地道路の解除は、大抵その廢止を目的とす

るものである。解除された街路の敷地は市町村の私物となる。尤も街路となる以前に國道又は縣道であつたものは、國又は縣の私物となることは云ふ迄もない。市町村會はその賣却を議決することが出来る。沿道土地所有者に對して公道に對する彼等の諸種の權利の喪失を補償する意味に於て、廢止された街路の土地を、協議に依つて買取る爲にあらゆる便宜を與へるのが普通である。但し國道、市町村道又は里道の沿道土地所有者が享有してゐる様な先買權を賦與した法律上の明文は一もない(前出二三一參照)。但しパリの街路に關する一八五二年三月二十六日令第二條(註)第二項及び第三項に依り、パリ及び本條を準用せられる他の市に於ては別である。本條は、パリ市は建築線の外に在る不動産と雖も、不用と判定された舊道の廢止の爲その取得を必要と認むるときは、之を徵收の中に含め得る旨を規定してゐるのである。取得したる建築線外の土地が、衛生的建築物を建築することを得ない場合には、協議に依つて隣接の土地に之を併合し又は、沼澤地の干拓に關する一八〇

七年九月一六日法第五三條(前出二三註參照)に依つて隣接の土地を徵收することが出来るであらう。この土地の價格の決定は、通常の土地徵收と同一の手續及び同一の機關に依つて行はれる。

註 一八五二年三月二六日法第二條要旨——(1)總てバリの街路の擴張、矯正又は開設を目的とする徵收計畫に於ては、行政廳は殘餘の土地が衛生的建築物又は街路の俾觀若くは美觀と調和する建築物を建築するに足る面積又は形狀を有せずと認むるときは、徵收計畫に一部該當する不動産を全部徵收計畫の中に包含せしむることを得。(2)當事者の一人より其の申請ありたるときは、百五十平方メートル以内に限り殘餘の土地の全部、又は公益の認定ありたる計畫の施行の爲全部又は一部を取除くべき建築物が其の土地全體の半以上を占むる場合に限り徵收計畫に該當する建築物及び土地の全部に付て當然徵收を行ふものとす。(3)行政廳は、建築線外に存する不動産にして、不用と認むる舊道の廢止の爲其の取得を必要とするものを徵收の中に包含せしむることを得。土地所有者の承諾ありたるときは殘餘の土地全部に付ても亦同じ。

第三款 道路の非時効性及びその效果

二四一 公道の公物性の最後の結果は、その非時効性

imprescriptibilis である。この結果は國道、縣道及び市街道路に付ては、國有地、その交換及び拂下並に王族采地に關する一七九〇年一月二二日乃至二月一日令(第二條)及び民法第五三八條(註一)に依つて與へられたる公物の定義自體に淵源を有するものであるが、市町村道に付ては市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一〇條(註二)に依り、認定里道に付ては農事法に關する一八八一年八月二〇日法第六條(註三)に依つて、明かに肯定せられ得るのである。

註一 民法第五三八條要旨——國の負擔に屬する道路、通航若くは流筏の可能なる河川、海濱及び寄洲、港灣その他フランズの領土の一部にして、私所有權の目的たらざるものは總て公物の附屬物と看做す。

註二 一八三六年五月二一日法第一〇條要旨——市町村道として認定及び維持せらるる道路は時効に罹ることなし。

註三 一八八一年八月二〇日法第六條——認定命令の目的と成りたる里道は時効に罹ることなし。

第一項 公物上の企業の禁止

二四二 許可を得ずして公物の上に一切の企業 *enterprise* を爲すことの禁止は、非時効性の第一の効果である。

事實上又は侵奪に依つて、私人が許可なくして爲したる一切の企業は違警罪を構成し、常に刑罰上の目的を以つてする訴追か、さもなければ少くとも、借用せられたる土地に關する原狀回復の訴を生ぜしめるのである。この訴權は公物自體と同じく、時効に罹らない。公物の不正の占用期間が如何に長期に互つても、この公物の管理者たる公法人の意思に反して、所持者の爲に何等の權利をも創設することを得ないのである。

二四三 公物が時効に罹らないといつても、この非時効性は私人と公物の管理者たる行政廳との間に存するだけのことである。この性質は行政廳に對して私人がその所持、(この期間が如何に長くとも)を援用し、或は私人が公物に付て占用の訴を起すことを阻止するのである(一八九六年一〇月二六日破毀院審理部)。但し公道の沿道土地所有

者はこの道路に對し、場所の狀況に因り又法律に依つて、種々の權利を有してゐるから、別段國・縣又は市町村の訴權を借ることなく、又これらの法人に對して訴を起す必要もなく、他の私人に對してその私的利益を擁護する爲に、自己の有する沿道者としての權利を利用することを妨げないのである。公道の使用 *usage* に付て争を生じたときは、争を惹起した者に對して占有の訴を起すことが出来る。この場合に後者は公物の非時効性を以つて、妨害の抗辯と爲すことを得ない(一八九五年六月一五日破毀院民事部)。

第二項 道路の占用許可

二四四 他方に於て、公物全體の保存に注意すべき責務を有する行政廳は、特定の私人に對し、訴追を受くることなくして公物の上に特定の企業を實施することの許可、所謂道路占用許可 *permission de voirie* を與へることが出来る。然しこの種の許可は、行政廳に依つて任意に附與又は拒否せられるものであつて、常に容假の性質を有し何時にても之を取消することが出来るのである。

二四五 道路占用許可の目的と成り得る企業は、公道の地上、路面又は地下に施行し得る工作物と關係を有するものである。

(一) 地上、公道に沿つた不動産の突出部 protrusion 即ち建物の基礎より立てた垂線内に在らずして、その鉛直が建築線の外方に達するものを指稱する。露臺、張出等の如く建物に附着し之と一體を成す固定突出部と、單に外側の壁に取附けたに過ぎない商店の看板の如き可動突出部とに區別することが出来る。腰石、圓柱、透彫柱、装鐵、日覆、鐵戸、窓扉、窓の支柱、横木、雨桶、漏斗、店頭の木製裝飾物、格子、看板、臺石、露臺、外燈、衝立、廂、雨除廂、雨除、軒蛇腹等は何れも突出部の中に這入る。許可される突出部の性質及び最大の寸法は、國道及び縣道に付ては一八五八年九月二〇日省令に依り、パリの街路に付ては一九〇二年八月一三日令（パリ市に於ける建築物の高さ及び突出部に關する規則）に依つて定められてゐる。

二四六 (二) 地下、私人は下水の排出又は瓦斯の配給

の爲、道路の地下に排水管又は瓦斯管を敷設する許可を受けることが出来る（一八五八年九月二〇日省令）。沿道の土地の水を道路の下の下水渠に排出せむとする場合は、導水管に依つて直接之に導くことを得るであらう。導水管の材料及び構造に付ては、許可指令に於て指示されるであらう（同上）。

二四七 (三) 路面、私人は例へば特定の設備（新聞賣場、辻便所、乗合自動車事務所、商品陳列棚、カフェのテラス（註））を設け、沿道の建築物の建築材料を置き、建築期間中足場を設ける等の爲に、公道の路面を一時占用することの許可を得ることが出来る。

註 カフェの店先に食卓を並べた歩道の一部をいふ。

二四八 最後に、道路の路面は一般交通の用に供せられるものであるが、特定の産業即ち乗合自動車又は辻馬車、運送取扱人、靴磨人等道路上に於て營業を爲す者に對して停駐 *stationnement* の許可を與へることが出来る。

二四九 道路の占用許可は何人に依つて與へられるか。各

種の場合を區別しなければならぬ。

國道、縣道（一八五八年九月二〇日規則）、大交通市町村道及び共通市町村道（一八七〇年一月二六日規則）に關しては、知事が占用の許可を與へることになつてゐる。大交通市町村道及び共通市町村道に關する占用許可の附與に付ては、個別的建築線指定書の交付のときと同様に（前出二一四參照）知事はその權限を之等の道路に關する事務を擔任する職員に委任することが出来る。但し之等の職員と市町村長又は他の官廳との間に意見の一致を見ざるときは、知事が自ら處分することを必要とする。

市町村長は普通市町村道（一八七〇年一月二六日規則）、里道（一八八三年一月三日規則）、市街地道路の一部たる市の街路及び廣場（一八八四年四月五日法）に付て、占用の許可を與へることが出来る。

二五〇 國道、縣道又は大交通市町村道及び共通市町村道の間道たる街路に付ては、市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第九八條（註）は、知事と市町村長との間に

權限の分配を行つてゐる。市町村長は道路上に於ける停駐及び一時保藏 *dépôt temporaire* の許可を與へることが出来るが、それ以外の占用許可は知事が之を附與することになつてゐる。この場合には市町村長の意見を徴することを必要とする。

註 一八八四年四月五日法第九八條要旨——(1)市町村長は道路河川、港灣その他公共の用に供する場所に於ける停駐又は一時保藏の許可を附與することを得。(2)個別的建築線指定、建築許可その他道路占用許可は市町村長が自ら之を附與する權限を有せざる場合に於ては、主務行政廳は市町村長の意見を徴して之を附與す。

二五一 下に於ては、道路の占用許可を與ふる權限を有するものはセイヌ縣知事であつて、この場合には大交通路と小交通路とを區別する必要はない（一八八五年三月二八日參事院）。

二五二 道路の占用許可はその性質上、之を附與する權限を有する行政廳は之を拒否することも自由であつて、之に付ては願人より行政訴訟を提起することを得ないといふ

意味に於て、自由裁量 (discretionaire) に屬するものである。拒否が道路行政上の關係以外の理由に因る場合と雖も權限の違法行使を理由とする行政訴訟は受理せられないであらう。然し市町村當局の自由裁量權に對しては、一種の限界が設けられてゐる。市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第九八條第四號(註)は、市町村長の權限内に存する公道に關する期限附又は取消し得べき性質の道路占用許可にして、道路の地下に下水、瓦斯等の通路又は導管の敷設等を目的とするものに付ては、公益上の理由に依らずして市町村長が拒否した場合には、知事が之を附與することを得る旨を規定してゐる。

註 一八八四年四月五日法第九八條第四號要旨——市町村長の權限に屬する期限附又は取消し得べき性質の道路占用許可にして道路の地下に下水、瓦斯等の通路又は導管の敷設等を目的とするものに付ては、公益上の必要なきに拘らず市町村長が之を拒否したる場合に於ては、知事之を附與することを得。

二五三 道路占用許可は道路の保存の爲又は交通の安全

若くは自由の爲必要と認むるときは、之を附與したる行政廳は何時にても之を撤回する權利を有し、この場合には何等既得權の侵害とはならないといふ意味に於て、本質的に一時的な且つ取消し得べき性質のものであると云はねばならぬ。この容假性 (precarie) を表現した條款は、總ての許可に用ゐられてゐる。許可に附したる條件を満足しない場合、又は工作物が下水の流出又は交通を妨害するものと認められた場合には、與へたる許可を撤回すべき旨を常に明記してゐるのである(一八七〇年一月二六日規則)。

二五四 里道に付ては、一八八三年一月三日規則は叙上の條文の規定を再録し、公益上の目的の爲必要と認むるときは、許可の撤回を爲し得べき旨を附加へてゐる。然し現在の判例に依れば、行政廳は道路の保存又は交通等の道路行政上の關係以外の關係に依つては、之等の許可を取消すことを得ないことになつてゐる。國庫の利益又は第三者と爲したる契約の履行の爲に取消が行はれた場合には、その取消處分は權限の違法行使の瑕疵を有し、取消さるべきも

のである。

二五五 道路の占用許可は、常に第三者の権利を害せざる範圍内に於て、行政廳が之を附與するのである。その結果、假令占用許可があつても、許可せられた工事に依り所有權、地役權又は占有權を毀損せられたりと主張する第三者は、この場合の唯一の管轄裁判所たる民事裁判所に訴訟を提起することを妨げない。占有權の訴を裁判する判事が

第三者の權利を侵害するものとして既に施行せられたる工事の全部又は一部の廢止を命じても、別段行政廳の有する權限を侵害することにはならないのである（一八八五年六月九日破毀院審理部、一八八七年一月二六日刑事部）。

二五六 第三者は行政廳が私人に與へた許可に對し、權限超過を理由として行政訴訟を提起することを得ない。市町村道に於ては、知事が市町村長の意見を徵せずして、市街地内に於ける許可を與へたときは、市町村は權限超過を理由として、國務參事院に訴訟することを得るであらう。（一八八六年二月一二日參事院）。

第五節 沿道土地制度

二五七 沿道の土地は、公道と接續してゐることに因つて各種の利益を有すると同時に、又種々の義務を負つてゐる。後者は道路地役 *servitude de voirie* と稱せられるものであつて、建物並に土地に適用せられ、その内容は道路の種類に依つて異なつてゐる。一は一般的にして、他は特定の種類の道路に特有のものである。

二五八 沿道土地所有者に課せられる道路地役又は道路負擔 *charges de voirie* は、一は當該公物全體の保存を確保することを目的とし、他は道路を使用する一般通行者に對して交通の安全及び利便を確保することを目的とする。

第一款 道路地役

第一項 各種道路に共通なる地役

甲、建築線

二五九 最も重要な道路地役は、建築線地役である。之は前出一七二以下に於て既に論じた所である。

乙、並木

二六〇 國道及び縣道に適用せられる一八一一年二月

一六日令（道路の新設及び修繕に關する規則）第八八條

（註一）及び第九〇條（註二）に依れば、之等の道路の沿道土

地所有者たる私人又は市町村は、夫れぞれその所有地の横

斷部分 *traverse* に並木を植栽すべき義務を有してゐた。

並木 *plantations* は側溝の外側に於て、樹種の如何に依り、

少くとも一メートルの距離を置いて行はねばならなかつ

た。之等の條文は法律の明文を以つて廢止された譯ではな

いが、行政廳は一八五〇年八月九日の訓令に於て、爾今こ

の地役を適用すること罷め、場所の状況及び土地の種類が

並木の植栽に支障なく、且つ幅員が十メートル以上になつ

てゐる國縣道に付ては、道路敷の上に國費を以つて植栽す

る旨を宣言してゐる。従つて實際上は、沿道土地所有者は

最早現在に國縣道の道路敷又は沿道の自己の所有地内に並

木を植栽する義務を負つてゐない譯である。

註一 一八一一年二月一六日法第八八條要旨——總て並木を

植栽せざる國道にして植栽せざるも別段の支障なきものは、

沿道の土地所有者たる私人又は市町村に於て夫々その所有地

の横斷部分に並木を植栽すべし。

註二 同法第九〇條要旨——並木は側溝の外側に於て、樹種に

依り少くとも一メートルの距離を置き之を植栽すべし。

二六一 道路の新設及び修繕に關する一八一一年二月

一六日令第九一條に依れば、並木と國縣道の路端との間に

置くべき距離を決定することは知事の權限に屬してゐる。

然し知事の命令に依つて定められる距離は、一八一一年一

二月一六日令第九〇條に規定せられた一メートルを降るこ

とを得ず又、大道 *grandes routes* 及び市町村道の並木に

關する革命曆第一三年風月九日法第五條（註）の定むる距離

六メートルを超ゆることを得ない。之等の法規は今仍ほ行

はれてゐて、知事が本件に關して別段の規定を設けない場

合には、之を適用しなければならぬのである。斯くの如く

土地所有者は國縣道の區域より六メートル以上離れてゐる

所なれば、自由に植栽し得る譯である。六メートル以内の

所に植ゑようと思へば、準據すべき建築線の指定を申請し之を取得することが必要となる。

註 第一三年風月九日法第五條要旨——大國道にしてその幅員が、國に屬する土地に並木を植栽することを許さざる場合に於て、沿道の私人がその所有地に於て道路より六メートル以内の距離に並木を植栽せむとするときは、縣廳に建築線の指定を申請し之に遵出することを要す。この場合に於ては土地所有者は何等特別の許可を要せずして自己の植栽したる並木を全部處分することを得。

二六二 垣 *Haie* に付ては、一七二一年六月一七日參議院令(參議院の性質に付ては前出二〇四註參照)は側溝より六尺 *pieds* (一フュエは三三センチメートル) 以内、側溝無き道路に付ては鋪道より三十尺以内に生籬を作ることを得ざる旨を規定してゐた。一八五八年九月二〇日準則 *Reglement-type* 以來、柴垣、柵、矢來、土塀は、間道に於ては建築線上に、間道以外では斜面に於て、道路の地均を妨害しない様にして設けることとなり、生籬は建築線の後方五十センチメートルの所に設けることとなつた。

二六三 知事は特別の命令に依り沿道土地所有者に對して、國縣道の路端に植栽したる並木の枝下を命ずることが出来る(道路の新設及び修繕に關する一八一一年二月一六日令第一〇二條(註一))。この命令は公布と同時に強制力を生じる。舊バリ財務區 *Generalia* (註二) に屬する諸縣に於ては、枝下の義務は、一七八一年七月一七日財務局條例(註三) *ordonnance* に依つて命ぜられてゐるのである。

註一 一八一一年二月一六日令第一〇二條要旨——(1)本編の規定に依り道路に植栽したる並木の枝下は、必要の都度知事の命令に依り道路技師の指揮の下に之を行ふべし。この場合に於ける知事の命令は技師長の報告に基きて之を發し且つ枝下を爲すべき方法に付必要なる注意事項を掲ぐべし。(2)道路技師及び道路監督は作業を監視し右の注意事項を履行せしむべし。

註二 財務區の起源はシャルル七世 *Charles VII* (一四〇三年——一四六一年)の時に四人の財務官 *généralx de finances* を置いたのに初まり、その管轄區域を世人は *généralité* と稱した。財務區は當初四區であつたが次第に増加し、革命當時の一七八九年には三十五區に達してゐた。

註三 財務區は本來徵税を目的とした區劃であつたが、舊政體の末業に、財政上の區劃とると同時に行政上の區劃となるに至つた。各財務區に財務局が置かれた。財務局に於て發する法規命令を財務局條例 *ordonnance du bureau des finances* と謂ふ。財務局は局長以下多數の官吏を有し、局に屬する事務を分擔せしめた。或る者は支拂命令を擔任し、國有財産に關する争訟を裁判し、或る者は管下の徵稅事務を監督し、又或る者は會計事務を掌つてゐた。裁判權は一七八八年五月の勅令に依つて廢止された。

二六四 森林を横斷する國道の幅員を七十二尺と定めた
一六六九年の勅令は、大道 *grands chemins* より六十尺の區域内に存する樹木、荆棘、草叢は總て、道路を自由且つ安全ならしむる爲、開墾伐採すべしと規定してゐる。即ち行政廳は大道の幅員の如何に拘らず、該道路の通過する森林の所有者に對して、左右六十尺の幅に沿道を整理すべき義務を課する權能を持つてゐるのである（一八四九年一月二一日參事院、一八五〇年一月三二日土木大臣訓令）。

二六五 市町村道の沿道土地所有者は、道路に沿つて並

木を植栽すべき義務は負はされてゐない。並木の植栽は沿道土地所有者の權能に屬するものであつて、知事は之を義務に變形せしめることは出來ないのである。一八七〇年一月六日規則第一八四條に依れば、知事は樹木を植栽することを得る道路の境界よりの最小距離を定めることになつてゐる。生籬は道路の外側五十七センチメートル以内の所に植栽することを得ない（第一八九條）。

二六六 垣の高さは絶対に一メートルを超えてはならない。但し特殊の情況の爲必要にして、且つその爲に特に許可を受けたときはこの限りではない。市町村道の路面上に擴がり出た樹木、生籬、樹枝及び樹根は、土地所有者又は借地人をして、道路の境界に垂直に剪除せしめる（第一九二條）。

二六七 一八八三年一月三日準則は、里道に付ては「左ニ掲グル距離ニ依ルニ非ザレバ里道ニ近接シテ樹木ヲ植栽スルコトヲ得ズ。果樹又ハ林木ニ付テハ二メートル、輪伐林ニ付テハ一メートル」といふ規定を置いてゐる（第八七

條)。樹木相互間の距離は、果樹に付ては四メートル、林

木に付ては三メートルを降ることを得ず、但しイタリア産

白楊樹は間隔を二メートルと爲すことを得。生籬は道路の

外側五十センチメートル以内に植栽することを得ず。垣の

高さは特に許可を受けたるものを除くの外、一メートル半

を超ゆべからず(第九一條、第九二條)。里道の路面上に

擴がりたる樹木、樹枝、生籬及び樹根は、土地所有者又は

借地人をして道路の境界より垂直に剪除せしむ(第九四

條)。

丙、水の流出

二六八 沿道土地所有者は、道路よりその土地に流出す

る水を承ける義務がある。この義務は、舊パリ財務區に屬

してゐた諸縣に於ては、道路が近隣の土地よりも高く、而

も土地の情況に因り側溝を設くることを得ざる場合に於て

は、低地は道路より流出する水を承くべき旨を規定した一

七四一年二月三日、一七五一年六月二日、一七七二年四

月三〇日及び一七八一年七月一七日のバリ財務局條例にそ

の源を發してゐるのである。

二六九 舊パリ財務區以外に於ても、學説及び判例は、

之等の沿道の土地所有者が同一の義務を有することを認め

之は舊政體當時の法制が沿道土地所有者に對して認めた地

位と沿道に因つて受くる利益の代償として之に課せられた

負擔の結果であると云つてゐる。

二七〇 尚、土地所有者は道路より自然に流出する水を

承ける義務を有するだけである。もし行政廳が水を一箇所

に集め、甲地を乾かす爲に乙地に損害を及ぼす様な工事を

行つた場合には、この水を排出される土地の所有者は、損

害賠償を請求することが出来るであらう。

二七一 一八七〇年二月六日準則第二〇四條及び一八

八三年一月三日準則第一〇六條は、市町村道又は里道より

も低地に在る沿道土地は、民法第六四〇條(註)の規定に依

り、之等の道路より自然に流出する水を承くる義務を有す

る旨を規定してゐる。之等の土地の所有者は、自己が承く

べき義務を有する水の自由なる流出を妨げ、側溝に停滞せ

しめ又は道路の表面に逆流せしむる虞ある工作物を設くることを得ない。

註 民法第六四〇條要旨——(1)低地は高地に對し人爲に依らず自然に流出する水を承くる義務を有す。(2)低地の所有者は水の流出を阻止する堰堤を設くることを得ず。(3)高地の所有者は低地の地役を増大する一切の行爲を爲すことを得ず。

二七二 國縣道の沿道土地所有者は嘗て、道路の新設及び修繕に關する一八一一年二月一六日令その他の法令に依り、道路の側溝を浚へる義務を課せられてゐたが、國縣道の路面に植栽したる樹木の所有權並に側溝の浚渫及び維持に關する一八二五年五月一二日法に依り、爾來この義務を免除せられてゐる。側溝は道路の附屬物であるから、國又は縣の費用に於て之を浚へてゐる。沿道土地所有者は唯、この浚渫に因つて生ずる土砂を無償で承ける義務を有してゐる(一七二〇年五月三日參議院令第四五條)。

第二項 市町村道及び里道の沿道土地

所有者の特別地役

二七三 一八七〇年二月六日規則は、市町村道の沿道土地所有者は、道路の境界より七十四センチメートル以内の箇所、道路に沿つて側溝を開設することを得ざる旨を規定してゐる。又、之等の側溝には一割の法を有せしめなければならぬ。市町村道に沿つてその土地に側溝を開設した土地所有者は、之等の側溝をよく手入れして、水が道路の通行可能性 *viabilité* を害する様なことのない様にしなければならぬであらう。もし私人が市町村道に沿つてその土地に開設した側溝が、交通に危害を及ぼす様な深さを有するときは、土地所有者は通行の安全を確保する爲に命ぜられた措置を施さねばならぬ。この場合の命令 *obligation* は、市町村道の性質に依つて、市町村長又は知事が之を發することになつてゐる(第一九六條)。

一八八三年一月三日規則第九六條及び第九八條は、之と同一の規定を取入れてゐる。唯、距離の最小限度が七十四センチメートルでなくて、六十センチメートルとなつてゐる點が相違してゐる。

二七四 通行者の安全の爲、一八七〇年一月二日規則第二〇六條は、知事は市町村道の附近に於ける掘鑿を禁止する距離を定めべき旨を規定してゐる。里道に關する一八八三年一月三日規則第一〇八條はこの距離を、暗渠に付ては八メートル、開渠に付ては五メートル、公共用又は私用の溜池に付ては二メートルと定めてゐる。

第三項 市街地道路の特別地役

二七五 市街地道路に特有な地役が若干ある。然し前述のものとは異なり、フランスの總ての都市に適用せられる一般的な法文に基づくものではない。その大部分はパリの街路の沿道土地所有者に課せられたものであつて、その中には勅令に依つて他の市に擴張せられたものもあり、又市町村警察規則中に取入れられたものもある。

二七六 斯くの如く、一七二九年七月三〇日及び一七三〇年六月三日の警視廳令 *ordonnances du lieutenant de police* は一八〇六年三月二三日勅令を再録し、十字路、丁字路若くはイ字路に面して存するパリ市内の家屋所有者に對

し地役の一種たる正面の壁に街路名の掲示板を建てることを認める義務を課してゐる。掲示板の當初の設置は市の負擔であるが、維持は家屋所有者の負擔なる旨を規定されてゐる。實際に於ては、この規定は實施されてゐない。パリ以外の市に於ては、市長が街路名の掲示方法を定めてゐる設置、維持及び取替の費用は市の負擔となつてゐる。

二七七 家屋の戸番に關しては、パリでは革命曆第一三年雨月一五日令に依つて定められ、家屋の正門に戸番を附すべき旨を規定してゐる。設備費は市の負擔、維持費は家屋所有者の負擔となつてゐる。この規定は市町村の會計に關する一八二三年四月二三日令に依り、市町村長が戸番を附することを必要と認むる總ての市に擴張せられた。

二七八 この外に、パリの街路に關する一八五二年三月二六日令に依り、パリの街路に付て、建物を有する土地に課せられた義務がある。本令の規定は他のフランスの市に對しても、市の申請に因り勅令を以つて、その全部又は一部を準用することが出来るのである。

二七九 本令第三條(註)は爾今、街路に關する總ての建築計畫には必らず基準線計畫を添附すべきことを規定し總て家屋を建築せむとする者は工事着手前に、單に建築線

指定のみならず、その土地の前面に存し之と合すべき道路の基準線指定を申請する義務がある旨を規定してゐる。この義務は、建築線計畫が正式に認可されたときに始めて發生するのである。

註 一八五二年三月二六日令第三條要旨——(1)將來街路の建築線計畫の審査は必らず基準線指定を包含すべし。基準線指定は建築線指定に關する手續に依るものとす。(2)家屋建築者は工事着手前にその土地の前面に存し之と合する道路の建築線指定及び基準線指定を申請すべし

二八〇 家屋の正面 *Facade* は常に手入れをよくして置かねばならぬ。所有者は市町村長の命令に因り十年毎に一回、古いペンキを掻き落して新にペンキ又は野呂を塗らなければならぬ(パリの街路に關する一八五二年三月二六日令第五條)。

二八一 總て側溝を有する街路に面して建物を新築するときは、雨水及び家事下水を之に導く様に處置しなければならぬ(同上第六條)。

二八二 パリ及びセイヌ縣の衛生に關する一八九四年七月一〇日法は、排泄物の排出に付て屎尿送水排出法 *fontaine d'égout* を採用し、建物の存する土地に對して、以上と類似の地役を課してゐる。一面に於て、新しき家屋を建築する者は、屎尿排出の爲その建物を下水渠に聯絡せしむる義務を有し、他面に於て、本法の規定に準據する爲古き家屋の所有者に對しては、三年の猶豫期間が認められてゐる。この期間がセイヌ縣知事が、この家屋の存する街路に下水渠を施設したることを公告した日から起算することになつてゐる。

パリ以外の市に於ては、屎尿送水排出法は公衆衛生の保全に關する一九〇二年二月一五日法に基いて發する衛生規則中の條項に依つて、家屋所有者に之を強制することが出来るのである。

二八三 パリ市内の沿道家屋の最大の高さは、道路の幅

員を斟酌して定められる（パリ市に於ける建築物の高さ及び突出部に關する一九〇二年八月一三日令）。

二八四 その他、家屋設計圖の事前提出、禁止材料の種類、各階の高さ、中庭及び小庭の廣さ、崩壞の虞ある建物の除却等に關して、建築せむと欲する所有者に對して課せられる義務に付ては、茲には述べないこととする。之等の規定は道路行政に關するものではなくて、公衆の安全又は保健に關するのであつて、單なる市町村警察權の發動に過ぎないのである。

第二款 道路に對する沿道土地所有者の權利

二八五 何人と雖も晝夜の別なく、何時たりとも道路を通行することが出来る。市町村當局が之を拒むことを得ないのは勿論である。

二八六 公道の沿道土地所有者は、若干特別の權利を持つてゐる。道路に對する沿道土地所有者の權利は、通行權 *droit d'accès* 觀望權 *droit de vue* 排水權 *droit de découlement des eaux* の三種に分れる。

二八七 不動産の前面の隣壁に門を設けたり、窓を開けたりする權利は、觀望權及び通行權に依るものである。

二八八 排水權は雨水に付てのみその適用が存する。雨水が屋根から流れ落ちた場合に、土地所有者は之を道路に排出することが出来る（民法第六八一條（註））。但しこの爲には、警察規則に依つて定められた條件に従ふことを必要とする。この條件といふのは、屋根の頂から落ちる水が道路に及ぼすべき損傷を防止する目的の下に、屋根に桶を備付け雨水を卸桶に依つて道路の水準面まで導き歩道に設けてある溝石に依つて溝 *rueaux* に排出せしめる爲に行政廳が所有者に對して課することを得る義務が即ち之である。

註 民法第六八一條要旨——土地所有者は雨水が自己の土地又は公道に流出する如く屋根を設くべし。隣地に注瀉せしむることを得ず。

二八九 家事下水に付ては破毀院は、警察規則に依つて定められた條件の下に、之も亦道路に排出することが出来ると判示してゐる。雨水以外の排水は、家事下水に付ては

屢々許容されてゐるが、之に反して悪水（工業下水、汚水、糞汁等）に付ては一般に禁止されてゐる。

二九〇 知事又は市町村長は、規則又は個々の處分に依つて通行、觀望又は排水の權利を禁止することを得ない。

もし禁止すれば權限の超過となる。例へば市町村長が命令を以つて廣場 *place publique* を變更して、歩行者のみが通り得る散步道 *promenade* にしたとすれば、それは權限超過となるであらう（一八九六年八月八日參事院）。

二九一 もし成規の手續に依つて行はれた道路の廢止の結果又は土木工事施行の結果、沿道者の權利がその利益を毀損する程度に禁止又は變更されるに至つたときは、主務行政廳に對して損害賠償を請求することが出来る。

二九二 道路工事の施行に因り沿道者に生じたる障害に付ては、この種の工事が普通生ぜしむべき程度を超え、又は沿道者が受忍すべき義務の範圍を超えた場合でなければ沿道者に對して補償請求の權利は認められない（一九〇〇年一月一二日參事院）。

二九三 國道又は縣道の沿道土地所有者は、前主が大道及

び市町村道の並木に關する革命曆第一三年風月九日法に依つて道路に植栽した樹木の所有權を保有してゐる。國縣道の路面に植栽したる樹木の所有權並に側溝の浚渫及び維持に關する一八二五年三月一二日法の規定に依れば、國縣道に現存する樹木にして、私人が舊政體當時の規則に基づき有償にて適法に取得し又は自己の費用を以つて植栽したことを證明したものは、私人の所有に屬するものと認められてゐる。但し之等の樹木が萎枯の徵候を呈し且つ行政廳が許可した場合でなければ、伐採することを得ないことになつてゐる。行政廳の許可は、枝下を行ふ場合にも必要である。之等の樹木の所有權に關して、行政廳と私人との間に争を生じたときは、通常裁判所に出訴することが出来る。

二九四 最後に、道路が建築線によつて縮少せられ、又は路線變更の結果廢止されるに至つた場合には、沿道土地所有者に對して先買權が認められることは、既に述べた通りである（前出一九六、三三一參照）。

——第五節完